

# かがわ里海づくりロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、かがわ里海づくりパートナー登録制度実施要綱の規定に基づき「かがわ里海づくりパートナー」に登録した企業、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、地方公共団体その他の団体（以下「登録企業等」という。）等が、「里海」づくりの取組みについて県内外に周知・発信を行うため、かがわ里海づくりロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別添「里海プロジェクトVIデザインマニュアル」（以下、「マニュアル」という。）のとおりとする。

(使用者)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次に掲げる者（以下、「使用者」という。）とする。

(1) 登録企業等

(2) 前号のほか、県が使用を認めた者

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者は、使用者となることができない。

(使用の条件)

第4条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 県、かがわの「里海」づくり、ロゴマーク等の尊厳を傷つけ、又は正しい理解を妨げること。

(2) 特定の政治的意見、思想若しくは宗教を支援し、又は支援しているとの誤解を与えること。

(3) 特定の個人若しくは団体を支援し、又は支援しているとの誤解を与えること。

(4) 不当な利益を得るために利用すること。

(5) 県の事業又は県が認めた関連事業を推進する上で支障となること。

(6) 法令又は公序良俗に反すること。

(7) 本規程に従わないこと。

(8) ロゴマークを用いて知的財産に関する権利を取得すること。

(9) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸すること。

(10) その他使用に当たり適当でない行為

2 使用者は、ロゴマークの使用に際し、苦情があった場合には、責任をもってその処理

に当たらなければならない。

- 3 使用者は、ロゴマークの使用により県に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(使用方法)

第5条 ロゴマークは、本規程及びマニュアルに従って使用するものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(報告)

第7条 県は、使用者に対し、必要に応じてロゴマークの使用状況等の報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第8条 使用者が、第3条第2項に掲げる者であることが判明した場合、第4条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合、その他ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合には、県は、当該使用者に対し、ロゴマークの使用の禁止を命ずることができる。

- 2 使用者は、前項の命令を受けたときは、ロゴマークの使用を直ちに止めなければならない。
- 3 県は、第1項の命令により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第9条 県は、ロゴマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 ロゴマークに関する著作権は、県に帰属する。

- 2 ロゴマークの運用に関する事務は、環境森林部環境管理課において行う。

附 則

この規程は、令和6年3月29日から施行する。